

# その校則や決まりは本当に必要？

校則が必要かつ合理的な範囲内で制定されていますか？今すぐチェックしてみよう！

- 生まれもったものに対して許可が必要な規定になっていませんか。
- 男女の区別により、性の多様性を尊重できていない規定になっていませんか。
- 健康上の問題を生じさせる恐れのある規定になっていませんか。
- 合理的な理由を説明できない規定になっていませんか。



学校の決まりには、「自転車に乗る年齢を規定」「服装を移行する期間」「髪型を規定」するなど細微にわたり、気がつけば、100を超える決まりができています。

県教委、文科省からも文書が出ています！

- 「校則の見直しについて（通知）」  
県教委（各市町村教委指導事務主管課長宛）、  
2021/5/24
- 「校則の見直し等に関する取組事例について（事務連絡）」文科省、2021/6/8

生徒指導提要（2010年3月、文科省作成） 2022年度に改訂版公表予定

- 校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならない。
- 校則の内容は、社会通念\*に照らして合理的とみられる範囲内
- しつけや道徳、健康などに関する事項で、細かいところまで規制するような内容は（中略）児童生徒の主体的な取組に任せることで足りる。
- 校則の内容の見直しについては、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートをしたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例もある。

\* 社会通念とは、社会一般に通用している常識または見解。法の解釈や裁判などにおいて、1つの判断基準として用いられている。その際は、男女間格差や性的少数者への差別など性による偏りがないよう留意する必要がある。

学校では、「自ら考え、自ら行動する人になりましょう」など、私たちは子どもたちに自主的に行動することを求める言葉をよく使います。

例えば、子どもたちが「おかしい」と感じる校則や決まりを変えたいと思ったときに、その思いを受け止めるしくみが学校にあるか、そのしくみをどう使えばいいのか教職員が説明できるかといったことが重要です。



知っていますか？

**子どもの権利条約** 目の前の子どもたちが幸せに暮らすために最善の利益を！

29条 教育の目的は子どもを伸ばすこと 12条 意見を言う権利 13条 表現する自由、情報発信の自由 など

## 校則を見直すためのしくみづくり

まずは、各学校で、校則について、教職員と子どもたちが話し合い、考える場を作りましょう！  
そして、子どもたちが自ら考え、自ら決めていくための民主的なしくみを作りましょう！

- できるだけ多くの子ども、教職員、保護者の意見を反映するために、アンケートをとるなどの工夫をする。
- 協議にあたっては、子ども、教職員の人数のバランスを考慮する。  
「子ども 対 教職員」などの対立構図にしない。自由に発言できる。
- 子どもたちへ協議に必要な情報を提供する。
- 「校則の見直し」について議論するための時間を設ける。少なくとも年1回、できれば年2回以上。例えば、児童会や生徒総会の議題に「校則の見直し」を入れる。
- 校則を学校のHPに掲載する。見直し後は随時、更新する。

子どもたちの声を  
聞きましょう！

